

工事に伴う委託業務に係る低入札価格調査試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市が発注する工事に伴う委託業務（以下「業務」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項（第167条の13で準用する場合を含む。）に規定する落札者の決定方法について必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この要領の対象となる業務は、第4条の規定により低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けた予定価格1,500万円以上の競争入札を実施する業務とする。

2 この要領において業務とは、建築設計業務、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務をいう。

(審査機関)

第3条 政令167条の10第1項に該当するか否かについての審査は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 設計金額が1件6,000万円以上の業務 建設工事審査会（以下、「審査会」という。）
- (2) 設計金額が1件500万円以上6,000万円未満の業務 建設工事審査会部会（以下、「部会」という。）

(調査基準価格)

第4条 調査基準価格は、次項に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、次項に掲げる額が、予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「税抜予定価格」という。）に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては税抜予定価格に10分の9を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、税抜予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては税抜予定価格に10分の7を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

2 前項の調査基準価格の算定に当たり必要な額は、予定価格算定の基礎となった別表1の①から④に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 特別なものについては、第2項の規定にかかわらず、10分の9から10分の7の範囲内で適宜の割合とする。

(失格判断基準)

第4条の2 前条に規定する調査基準価格未満で、かつ、別表2の①から④に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を下回った価格で入札をした者は、失格とする。

2 特別なものについては、前項の規定にかかわらず、契約ごとに失格判断基準を定めることができる。

（入札の執行）

第5条 契約担当課長は、当該入札において低入札価格調査制度を実施する旨を、事前に入札参加者に周知するものとする。

2 入札金額が調査基準価格を下回った場合には、入札執行者は、その旨を入札参加者に通知するものとする。

（調査の実施）

第6条 工事担当課長及び契約担当課長は、調査基準価格を下回り、かつ、失格判断基準以上の価格で入札（以下「低入札」という。）した者について、政令167条の10第1項に該当するか否かについて、次に掲げる事項により事情聴取及び調査を行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 入札価格の見積内訳
- (3) 業務計画の内容
- (4) 配置技術者の保有する資格・職歴
- (5) 会社及び配置技術者の手持ち業務の状況
- (6) 手持ち機材の状況
- (7) 過去に受注した公共業務委託の状況
- (8) 再委託内容・金額及び再委託予定業者名
- (9) 経営状況
- (10) 調査協力状況
- (11) その他必要な事項

2 前項による調査を行う場合で必要と認めるときは、工事担当課長及び契約担当課長は、豊橋市総合評価委員会に意見を求めることができる。

3 契約担当課長は前2項の調査結果を低入札価格調査書（工事に伴う委託業務）に記入するものとする。

4 低入札をした者は、当該入札後における職員の事情聴取に協力しなければならない。

5 調査基準価格を下回る価格で契約する場合においては、入札参加資格で定めた管理技術者等（照査技術者を除く）は、当該業務実施上必要とされる打合せに全て出席するものとする。

6 前項の規定による費用は受任者の負担とし、契約変更の対象としない。

(調査結果の報告)

第7条 契約担当課長は調査結果を審査会又は部会に報告し、その審査を受けるものとする。

(落札者の決定)

第8条 審査会又は部会は、当該落札者となるべき者の入札が政令167条の10第1項に該当すると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、当該順位者について改めて第6条による調査を行うものとする。

(入札者への通知)

第9条 契約担当課長は、前条の規定により契約の相手方が決定した場合には、直ちにその旨を当該入札参加者に通知しなければならない。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用する。

(経過措置)

2 予定価格の算定に当たり、消費税及び地方消費税の税率を8パーセントとしたものについては、第4条第1項中「100分の110」とあるのは「100分の108」と、「110分の100」とあるのは「108分の100」として適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に10分の5.8を乗じて得た額		
建築設計業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
建設コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額	
地質調査業務	地質調査業務費(一般)の内、直接調査費の額	地質調査業務費(一般)の内、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	地質調査業務(解析)費計の額に10分の8を乗じて得た額	地質調査業務費(一般)の内、諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.5を乗じて得た額	

別表 2

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額		
建築設計業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
建設コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
地質調査業務	地質調査業務費(一般)の内、直接調査費の額	地質調査業務費(一般)の内、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	地質調査業務費(解析)費計の額に10分の6を乗じて得た額	地質調査業務費(一般)の内、諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に10分の4を乗じて得た額	一般管理費等の額に <u>10分の4.5</u> を乗じて得た額	

様式 1

低入札価格調査書（工事に伴う委託業務）

開札日時 年 月 日 (時 分)	業 務 名
	業 務 場 所
	業 者 名
調査基準価格	円
入札価格	円
(1) 当該価格で入札した理由	
(2) 入札価格の見積内訳	
(3) 業務計画の内容	
(4) 配置技術者の保有する資格・職歴	
(5) 会社及び配置技術者の手持ち業務の状況	
(6) 手持ち機材の状況	
(7) 過去に受注した公共業務委託の状況	
(8) 再委託内容・金額及び再委託予定業者名	
(9) 経営状況	
(10) 調査協力状況	
(11) その他	

【総合評価】
